

旭川市水道局賃貸借契約の競争入札（郵送方式）実施要領

第1章 総則

（目的）

第1条 この要領は、旭川市水道局委託契約等の競争入札事務実施要綱（以下「委託契約等実施要綱」という。）第13条第3項第2号に規定する郵送による賃貸借契約の入札方法について、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条

この要領において、賃貸借契約とは、賃貸借契約及び物品の保守委託契約とする。

（一般競争入札の公告）

第3条 一般競争入札を行うときは、別紙1標準公告例により公告するものとする。

2 前項の公告は、公告式条例（昭和25年条例第9号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

3 前項に定めるもののほか、第1項の規定による公告については、水道総務課掲示板への掲示、新聞報道の依頼、旭川市水道局ホームページの利用等により周知を図るものとする。

（一般競争入札の仕様書等の交付及び質問）

第4条 当該入札に係る仕様書及び旭川市水道局委託契約等競争入札（郵送方式）心得等（以下「仕様書等」という。）は、公告の日から閲覧又は交付を開始しなければならない。

2 入札に参加しようとする者は、仕様書等の内容について質疑応答書（委託契約等実施要綱様式第7号）により、質問をすることができる。

3 質疑応答書の提出期間、提出場所、提出方法等については、管理者がそれぞれ定め、公告において明らかにするものとする。

4 質問に対する回答は、できるだけ速やかに行うものとし、回答を含めた質疑応答書の閲覧は、入札日の前日まで行うものとする。

（入札の方法）

第5条 入札の方法は、持参又は郵送により行うものとする。

2 入札参加希望者は、入札書をあらかじめ指定する日までに指定する場所に到達するよう持参又は郵送しなければならない。

3 管理者は、第1項の入札に当たり必要があると認めるときは、積算内訳書の提出を求めることができるものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

（入札の執行）

第6条 入札の執行は、次に定めるところによる。

(1) 管理者は、一般競争入札を行うときは、公告で定めた期限までに確認申請書等を提出しない者及び入札参加資格がないと認めた者を入札に参加させることができない。

(2) 開札

公告に示した日時及び場所において行うものとする。

(3) 落札者の通知

開札後、全ての参加者に電話又はFAXにより開札の結果を通知する。

(4) 開札の立会及び傍聴

管理者は、入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせるものとする。

また、入札参加者その他の開札の傍聴を希望する者は、旭川市水道局委託契約等の競争入札（郵送方式）傍聴要領の規定に基づき開札を傍聴することができる。

(入札の辞退)

第7条 入札参加者は、開札の開始時点に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 管理者は、入札を辞退した者（入札辞退届を提出した者に限る。）に対し、これを理由として、以後に不利益な取扱いをしてはならない。

(指名競争入札)

第8条 指名競争入札を行うときは、第5条第3項及び第6条第2号中「公告」とあるのは、「指名通知書」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

様式第6号

入 札 書

1 金額

億	千	百	十	万	千	百	十	円

(金額の頭に¥を記入のこと)

2 件名

競争入札心得及び仕様書を承諾の上、上記金額をもって入札いたします。

年 月 日

(宛先) 旭川市水道事業管理者

住 所

商号又は
名 称

代表者
氏 名

